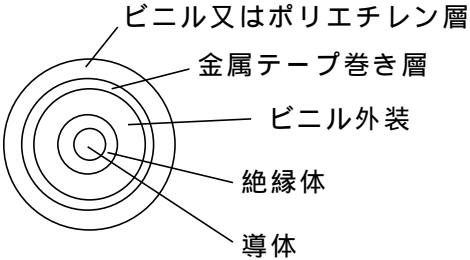


(別紙2)

電気用品安全法に関する解釈について

電力安全課

商品名等 (電気用品名等)	鼠害保護層付きケーブル	日付 平成14年5月29日
<p>1 内容</p> <p>用途、機能、性能</p> <p>特定電気用品に該当するビニル外装ケーブルを鼠の食害から保護するため、ビニル外装上に金属テープ巻き層+ビニル又はポリエチレンの押出被覆層からなる保護層を施したケーブル。</p> <p>鼠の歯が立たない硬い金属テープ巻き層は鼠害防止に有効であり、テープ巻き層を安定して保持するためにその上にビニル又はポリエチレンを押し出被覆する。保護層は不透明であるので、表示は保護層表面とビニル外装表面の両方を行う。</p> <p>構造、仕様、意匠</p>  <p>主な使用者、販売先</p> <p>電力会社や工場の電力線路で、鼠の食害のおそれのある場所に使用する。</p>		
<p>2 解釈</p> <p>内容</p> <p>本ケーブルは特定電気用品の「ケーブル」で対象である。外部の保護層部分は鼠害防止用と認められるため、それ自体は一般的に電気用品の適用は受けないが、当該製品は構造上、一体構造となっているため全体で対象として取り扱う。また、表示は外部の保護層に表示することを認めることとした。</p> <p>なお、コンクリート直埋用ケーブルなどの他のケーブルと誤認のおそれがないよう、製造事業者が配慮し、流通の際にビニル外装ケーブルであり、コンクリート直埋用でない旨を使用者が確実に知り得るよう適切な措置を講じることが必要である。</p> <p>理由</p> <p>保護層が構造上、一体構造となっているため。</p>		